

## 令和4年度（2022年度）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱

### （目的）

- 1 この補助金は、病院、有床診療所及び入院施設を有する助産所（以下「有床診療所等」という。）において、防火設備を整備することにより、医療機関の防火体制の充実及び強化を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

### （補助事業等）

- 2 この補助金は、市町村等（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。）、医療法人、社会福祉法人、その他知事が適当と認める者が開設する有床診療所等のうち、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び道内各市町村の火災予防条例により、スプリンクラー等の設置が義務づけられていない病床又は入所施設（消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等によりスプリンクラー等の整備を実施する義務の生じた病床、施設を含む。）を有している棟に係る防火設備の整備を補助の対象とする。

### （補助対象経費）

- 3 この補助金の対象経費は、別表第2欄に掲げる経費とする。

### （補助金交付額の算定方法）

- 4 補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、事業ごとに算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 別表第1欄に掲げる基準額と別表第2欄に掲げる対象経費の実支出額の合計額とを比較して、少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

### （補助の交付申請）

- 5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。））に、次の書類を添えて別に定める日までに知事に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書 保福第467号様式及び保福第1の2号様式
  - (2) 補助金等交付申請額算出調書 保福第1の16号様式
  - (3) 経費の配分調書 保福第1の18号様式
  - (4) 事業予算書 保福第1の20号様式
  - (5) 補助対象区域の工事設計図
  - (6) 工事見積書の写し等
  - (7) その他参考となるべき書類

### （交付の条件）

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
  - (1) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
  - (2) 補助事業等の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
    - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
    - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が予定の期限までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6)の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (9) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。
- (10) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (11) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税 相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (12) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 1 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (13) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (14) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (15) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (16) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(17) 補助事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第2号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助対象事業の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助対象事業の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(18) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(19) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(20) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(21) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(22) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(23) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(24) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質

問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に5の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(工事完成届)

- 8 補助事業に係る建設工事が完了したときは、速やかに工事完成届(保福第1の27号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

- 9 この補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添えて当該補助事業等完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書 保福第467号様式
- (2) 補助金等精算書 保福第1の30号様式
- (3) 事業精算書 保福第1の31号様式
- (4) 事業の完成を確認できる全景又は設備機器主要部分の写真
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 検収調書又はこれに代わるものの写し(消防用設備等検査済証等)
- (7) 補助対象区域の工事完成図
- (8) その他参考となるべき書類

(その他)

- 10 書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室長又は地域保健室長を経由して保健福祉部地域医療推進局医務薬務課へ提出するものとする。(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。)

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,019千円を加算する。</p> <p>(1) 通常型スプリンクラー 対象面積 1㎡当たり 基準単価 19.9千円</p> <p>(2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1㎡当たり 基準単価 19.2千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 23.2千円</p> <p>(4) 消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第32条適用設備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 22.6千円</p>	<p>スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む。)整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>2分の1</p>
<p>自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり1,050千円</p>	<p>自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>10分の10 (定額)</p>